

人身取引対策行動計画2009の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 → 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

(1) 潜在的被害者の入国防止

- 出入国管理の強化
- 偽変造文書対策の強化

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

- 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
- 不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)

3 人身取引被害者の保護

(1) 被害者の認知

- 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
- 取締り過程における被害者の発見(※)

(2) 被害者保護の徹底

- 被害者としての立場への配慮
- 被害者の法的地位の安定

(3) シェルターの提供と支援

- 婦人相談所における母国語による通訳サービス
- 被害者に対する法的援助に関する周知等

(4) 被害者保護施策の更なる充実

- 中長期的な保護施策に関する検討等
- 男性被害者等の保護施策に関する検討

(5) 帰国支援の推進

- 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

2 人身取引の撲滅

(1) 取締りの徹底

- 人身取引事犯の取締りの徹底
- 売春事犯等の取締りの徹底
- 児童の性的搾取に対する厳正な対応
- 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)

(2) 国境を越えた犯罪の取締り

- 外国関係機関との連携強化
- 国際捜査共助の充実化

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

(1) 国際的取組への参画

- 人身取引議定書の締結

(2) 国民等の理解と協力の確保

- 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等
- 性的搾取の需要側への啓発

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

- 関係行政機関職員の知識・意識の向上
- 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進
- 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携